

## 工事書類の簡素化試行要領(案)

### 第1 目的

土木工事共通仕様書等の設計図書に基づき、請負業者に対して提出を求めていた工事書類について提出対象書類の見直し、様式統一及び電子化等を図るなど工事書類の簡素化により、発注者の監督・検査及び請負業者の業務の合理化を図ることを目的とする。

### 第2 実施内容

#### 1 提出対象書類の見直し

富山県農林水産部が発注する工事で、別添「工事書類の簡素化一覧表(案)」(以下、簡素化一覧表(案)という)に基づき実施するものとする。

#### 2 工事打合簿等の電子化

工事打合簿、工事段階確認申出書、工事中間検査申出書、工事履行報告書、施工計画書、変更施工計画書、工事特性・創意工夫・社会性に関する実施状況報告書、段階確認の立会写真、中間検査の写真については、電子メールにて提出を行うことができるものとする。なお、書面には押印する必要がないものとし、監督員は、提出者及び提出日時を確認するため電子メールの画面のコピーを保存するものとする。

また、添付書類については、極力最小限とし、電子メールにより提出が困難な書類は紙による提出も可能とする。

### 第3 適用工事

平成26年10月15日以降の適用とする。ただし、既発注工事においても受発注者協議の上、平成26年10月15日から適用可能とする。

### 第4 特別仕様書への記載

特別仕様書に以下「                    」内の文書を記載するものとする。

(記載例)

第◇条 工事書類の簡素化の試行について

(目的)

1. 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。

(実施方法)

2. 試行は、別添「工事書類簡素化一覧表(案)」に基づき、実施するものとする。

また、工事打合簿、工事段階確認申出書、工事中間検査申出書、工事履行報告書、施工計画書、変更施工計画書、工事特性・創意工夫・社会性に関する実施状況報告書の書類、段階確認の立会写真、中間検査の写真の提出については、電子メールにて提出できるものとする。

(その他)

3. これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

### 第5 その他

- 1 本試行により書類等の取り扱い上、特段の問題が発生する恐れがある場合には、農村整備課技術管理係に速やかに報告を行うものとする。
- 2 電子メールの受信状況は、逐次確認するものとする。
- 3 電子メールで提出された添付ファイルの内容は、監督員自ら修正は行わないこととする。